

連帶はばたき

連帶ユニオン
関西ゼネラル支部
宣伝部

第48号
2022年8月

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

9/11(日) 9時から 第2回支部委員会

9月11日（日）午前9時から、第2回支部委員会を開催します。新型コロナウィルス感染症が猛威を振るっているため、Zoomを用いたリモートをメインに開催します。

メールでやりとりできる分会は、担当役員にアドレスをお伝えください。執行部から会議への招待メールを送ります。

メールでやりとりできない分会は、当日午前8時50分までに天満橋事務所（大阪市北区天満1-6-8 六甲天満ビル801）に集まりください。

支部委員会では、執行部から2022春闘の総括案と秋闘方針案を提起し、春闘に取り組んだ分会から報告を受けて、論議、決定します。このほか、組織部、財政部、教育部、宣伝部から現状と今後の予定を報告します。支部委員会は全分会参加です、各分会の代議員（1人分会の場合はあなた自身が代議員です）の方はご参加ください。



今年の春闘では、合通労組分会：時給50円アップ、年間一時金20万円から22万円にアップ／H保育園分会：賃金12,000円アップ。／I荘分会：賃金6,240円アップ、年間休日12日増加／T福祉会分会：65歳超時給100円ダウンを撤回させた上で、時給45円アップ。／K梱包分会：賃金4,000円アップ、作業員退職金を2倍に増額。／T興業分会：失効年休積立制度創設を合意等。／K林業分会：日給制から月給制に転換等 といった成果がでています。

春闘要求を出した分会は一部であり、多くの分会では春闘要求を出せていません。もちろん、春闘要求を出せば必ず成果が出るとは限りませんが、まずは要求を出すことからしか始まりません。組合は困った時の駆け込み寺ではありません。「働きやすい職場」、「働きがいのある職場」を作っていくのが、労働組合の役割であり、組合員の役割です。

あなたの職場にはいろんな問題があると思います。あなたは自分の賃金に納得できますか？ボーナスは出ていますか？ 退職金はありますか？ 有給休暇は取りやすいですか？ サービス残業はありませんか？ いじめが野放しにされていませんか？これから秋闘が始まります。春闘要求を出して成果を上げた分会は、秋闘でさらに成果を拡大しましょう！ 春闘要求を出せなかった分会は、まず、秋闘要求を出していきましょう！

（書記長）

関生弾圧粉碎 不正当労働行為企業を許すな！

公共事業は法令遵守が当たり前

労働委員会の権威・威儀を回復させよう

2018年から大阪広域生コンクリート協同組合執行部は、恫喝と圧力をかけて組合員企業に、「解雇」「就労拒否」「団交拒否」「労使協定不履行」「組合差別」といった荒業を繰り返させて、「関生（連帶関西地区生コン支部）つぶし」を強行しました。

主な不正当労働行為事件

大阪府労働委員会は、これらほとんどすべての行為を不正当労働行為と認定し、救済命令を出しています。

不正当労働行為企業は、この初審命令を履行する義務があります。ところが、罰則規定はなく、初審命令を履行しないまま中央労働委員会に再審査申立をして、「係争中」と言い張っています。これでは、不正当労働行為の救済、労働組合を救済することになりません。形骸化した労働委員会に権威の回復、威儀の回復が強く望まれます。

行政は不正当労働企業を放置するな、公共事業に法令遵守を徹底せよ



公共工事の元請け（入札参加資格者）は大手企業で、中小零細企業はその下請けや出入り業者です。今回の不正当労働行為企業は、生コンの製造業者、輸送業者で、元請けに生コンを納品する出入り業者です。

神戸市、東大阪市、枚方市をはじめ行政は、「元請けでないから指導できない」といって、公共事業の法令遵守を徹底しようとしません。これでは、不正当労働行為企業が元請けを隠れ蓑にして公共事業に参入して、私たち市民が収めた税金が支払われることになります。不正当労働行為企業が、法律違反の不正当労働行為を何ら反省することなく公共事業に参入することは、認められません。行政は、公共事業に法令遵守を徹底すべきです。

（副執行委員長）

報告「ウトロ地区フィールドワーク」



今年の4月にウトロ平和祈念館が開館し、それに伴い7月16日（土）に開催された現地のフィールドワークに参加しました。ウトロ地区とは、戦中に国策で開始された京都の軍用飛行場建設に携わった朝鮮人労働者を中心とする集落です。長年にわたって差別を受け、昨年の8月にも、この地区が朝鮮人集落であるとネットで知った青年による放火事件がありました。この時、幸いにも人の被害はありませんでしたが、

祈念館に用いる予定の資料が幾つか焼失しています。

もともとこの地区は朝鮮人労働者の飯場でしたが、日本の敗戦によって飛行場の建設が頓挫すると、たちまち彼らは職のないまま放置されてしまいました。朝鮮半島への帰国を求めてそれを得た人もいましたが、貧困と窮乏による渡航費用の工面や現地での生計の困難、財産の持ち出し制限や政治的混乱等の理由によってそれが叶わない人も数多くいました。こうして彼らはウトロを第2の故郷とし、この地で生活することになったのです。

ところが、もともとの貧困に加え、朝鮮人であることへの差別、インフラの不整備等、大きな困難に彼らは襲われます。ウトロ地区の人々とは、『普通の暮らし』ができないことを余儀なくされた人々でした。特に長らく問題となつたのが土地の居住権をめぐる争いです。戦後に地権者の企業は、ウトロの住民に対する水道管の配備を認めませんでした。そこで立ち上がったウトロの人々は、街中で自らの主張を掲げて訴え、周囲の支援者を得て共闘し、これを経てようやく水道の整備が認められることになったのです。

しかし、こうした争いも差別の材料にされてしまいました。ウトロの住民は居住権を主張する立て看板を街に立て、自身の居住権を主張しましたが、これがおどろおどろしい存在として細部を切断して雑誌やネット上で面白半分に取り上げられ、たびたび侮辱の対象にされてきました。先述の放火犯もネットに感化されて犯行に及んだと述べています。

この立て看板から受けるおどろおどろしい印象は、決して虚構のものではありません。疎外された人々の怒りと哀しみを込めた訴えだからこそ、人の心を動かす力があるのです。同時に今回のフィールドワークで受けたガイドによれば、この看板について「恥ずかしい」という批判の声がウトロの人からもあがっていたそうです。ウトロの住民は、問題の周知によって仲間をつくり権利を勝ち取るとともに、『普通の暮らし』を求めればこそ、世間からの目に不安もあったはずです。葛藤には人間の多層性が込められています。

紙幅の都合で詳説かないませんでしたが、現地には人々の葛藤と、今も乗り越えようとする意志を感じました。歴史もまた概して細部を捨象するもので、抗わなければ飲まれるものです。葛藤と闘争の象徴ともいえる先の立て看板も、放火で焼失てしまいました。

ウトロ地区には、放火した青年について、「うちを訪れてくれたら食事もお酒も用意して膝を向けあって話ができたのに」と言い合う人たちもいたといいます。人間を人間と見ないことは、差別の中でも特に重い病理です。その地に生きてきた人間を知るためにも、ぜひ多くの人にウトロを訪れてもらいたいと思います。

(書記次長)

桜宮化学分会 定年再雇用賃金裁判

定年時の賃金70%相当で

再雇用の労働条件と賃金

60歳定年で再雇用されると、契約社員になります。契約社員と言っても、仕事の内容や就業時間、年間休日等は60歳前と何ら変りません。ところが、賃金だけが、基本給は50%に減額され、一時金ではなく、諸手当は従前どおりとされました。これでは、組合員の賃金は、60歳以前に比べて40%ほどにしかなりませんでした。

交渉は進展せず、2019年3月裁判闘争へ

組合は、均等待遇を求めましたが会社がガンとして応じず、交渉では進展が望めないと判断し裁判に踏み切りました。組合員2人が原告となり、「60歳前と同じ仕事している、基本給と一時金は定年時80%の支払いを求める、その差額を損害として請求」しました。

会社が和解金1200万円を提示

会社は、当初、絶対負けない、勝つまで争うと息巻いていました。2年ほどで原告被告双方の主張が出そろい、2021年●月裁判所は和解を提案しました。会社（被告）が和解案を提示するというので和解協議が始まりました。原告は、和解の最低条件を“60歳前の賃金70%以上”と言明してきました。遅々とした和解協議でしたが、会社が和解金1200万円を提示し、2022年7月19日和解が成立しました。

1200万円は60歳前の年収70%相当

和解金1200万円は、2人の訴訟前の年間賃金と継続雇用給付金を合わせた金額にプラスすると、60歳前の年収の70%になる金額です。今回の裁判を通して、定年再雇用の賃金は定年前の70%が妥当というのが司法判断の限界ではないかと思います。判決ではなく和解という結末でしたが、60歳定年以降の低賃金に悩んでいる人たちには、会社との交渉に使えるのではないかと思います。

会社は2021年4月から、賃金はこれまで通りで、年間休日を27日追加し、1日の労働時間1時間短縮してきました。この労働条件で定年前の67%まで回復しています。組合は、この条件を70%まで引き上げるよう会社に求めていきます。

最後に、今回の裁判では多くの人たちから多大なるご支援を賜りました。本当にありがとうございました。
(桜宮化学分会長)



7.29 会社正門で報告ビラまき

第2回支部委員会を開催します

日時 9月11日(日) 9時～11時

場所 リモート及び天満橋事務所

詳細は、同封の別紙参照

組合規約第13条

支部委員会は、役員と支部委員で構成し、年2回以上開催する。

- 1 支部委員は各分会より1名ないし若干名選出する。
- 2 支部委員会の議長は、支部委員の中から立候補または推薦により選出し、議決権を持たない。賛否同数の場合は、議長が決する。
- 3 支部委員会の定足数は支部委員の過半数とする。委任状による参加はこれを認め、出席者の過半数をもって議決する。

「おしゃべり喫茶」

日 時 8月27日(土) 14時～16時半

場 所 天満橋事務所

日頃、職場に対して思っていることを気楽に喋りにきませんか？

組合に入ろうか入るまいかと迷っているという人も参加大歓迎

職場の同僚や知人にも声をかけ、組合の雰囲気を知つてもらいましょう。

心地よい音楽とともににお菓子と紅茶を楽しみながら、ゆったりした時間を過ごしましょう。職場の問題はすぐ解決するというものではありませんが、組合員が顔を合わせて交流することでパワーを充填する機会にしましょう！



お忘れなく

8月組合費に

プラス夏季一時金の1%

春闘、一時金交渉で夏季一時金が確定しました。分会の持てる力を出し切った交渉結果に、満足されていることだと思いますが、いかがでしょうか。組合費等納入規則により、一時金の1%（100円未満切り捨て）を組合費として徴収します。組合費と合算してお支払いください。

